

● 建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料

※ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 15 条第 1 項の規定に基づき、令和 3 年 3 月 19 日一関市告示第 65 号により、令和 3 年 4 月 1 日から登録建築物エネルギー消費性能判定機関が建築物エネルギー消費性能適合性判定の全部の業務を行えるようになりました。

区分		手数料額	
評価する部分及び基準		床面積の合計 (A) ※	適合証なし / 適合証あり
非住宅部分	標準入力法	$A \leq 500 \text{ m}^2$	315,000 円 / 適合証添付
	モデル建物法	$A \leq 500 \text{ m}^2$	123,000 円 / 制度なし

※ 建築基準法上の床面積から開放部分を除いた床面積（施行令第 4 条第 1 項に規定）

(1) 計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料

- ・ 岩手県建築基準法施行条例第 11 条第 2 項第 2 号の規定により算出した対象床面積により、上記の表から算定する（確認申請の計画変更と同様の床面積算定であり、変更に係る部分の床面積の 2 分の 1（増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積））。

(2) 計画の軽微な変更に関する証明書の交付手数料

- ・ 変更に係る適合性判定と同様の床面積算定を行い、上記の表から算定する。

● 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料

区分			手数料額	
評価する部分及び基準			床面積の合計 (A)	適合証なし / 適合証あり
住宅部分	一戸建て住宅等	標準入力法	$A \leq 200 \text{ m}^2$	38,000 円 / 6,000 円
			$200 \text{ m}^2 < A$	43,000 円 / 6,000 円
	共同住宅等	仕様基準 (誘導仕様基準)	$A \leq 200 \text{ m}^2$	20,000 円 / 6,000 円
			$200 \text{ m}^2 < A$	21,000 円 / 6,000 円
	共同住宅等	標準入力法	$A \leq 300 \text{ m}^2$	77,000 円 / 11,000 円
			$300 \text{ m}^2 < A$	127,000 円 / 23,000 円
共同住宅等	仕様基準 (誘導仕様基準)	$A \leq 300 \text{ m}^2$	37,000 円 / 11,000 円	
		$300 \text{ m}^2 < A$	63,000 円 / 23,000 円	
非住宅部分	標準入力法	$A \leq 300 \text{ m}^2$	251,000 円 / 11,000 円	
		$300 \text{ m}^2 < A$	315,000 円 / 19,000 円	
	モデル建物法	$A \leq 300 \text{ m}^2$	96,000 円 / 11,000 円	
		$300 \text{ m}^2 < A$	123,000 円 / 19,000 円	
住宅・非住宅複合建築物の建築物全体 非住宅部分全体又は住宅部分全体			住宅・非住宅 合算	

※ 住宅部分の共用部を評価に算入しない場合は、床面積から共用部の床面積を除き、額を算定。

- ・ 手数料の適用は 1 棟ごとになります。（複数棟の合計の床面積に対する手数料ではありません。）
- ・ 建築基準関係規定の適合審査を併せて申請する場合、建築確認申請手数料を加算する。

(1) 建築物エネルギー消費性能向上計画の変更認定申請手数料

- ・ 岩手県建築基準法施行条例第 11 条第 2 項第 2 号の規定により算出した対象床面積により、上記の表から算定する（確認申請の計画変更と同様の床面積算定であり、変更に係る部分の床面積の 2 分の 1（増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積））。

● 建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料

区 分			手数料額		
評価する部分及び基準		床面積 (A)	適合証なし	適合証あり	
住宅部分	戸建て住宅	標準入力法	$A \leq 200 \text{ m}^2$	38,000 円	6,000 円
			$200 \text{ m}^2 < A$	43,000 円	6,000 円
		モデル住宅法	$A \leq 200 \text{ m}^2$	20,000 円	6,000 円
			$200 \text{ m}^2 < A$	21,000 円	6,000 円
		仕様基準	$A \leq 200 \text{ m}^2$	20,000 円	6,000 円
			$200 \text{ m}^2 < A$	21,000 円	6,000 円
住宅部分	共同住宅等	標準入力法	$A \leq 300 \text{ m}^2$	77,000 円	11,000 円
			$300 \text{ m}^2 < A$	127,000 円	23,000 円
		フロア入力法	$A \leq 300 \text{ m}^2$	37,000 円	11,000 円
			$300 \text{ m}^2 < A$	63,000 円	23,000 円
		仕様基準	$A \leq 300 \text{ m}^2$	37,000 円	11,000 円
			$300 \text{ m}^2 < A$	63,000 円	23,000 円
非住宅部分	非住宅建築物	標準入力法	$A \leq 300 \text{ m}^2$	251,000 円	11,000 円
			$300 \text{ m}^2 < A$	315,000 円	19,000 円
		モデル建物法	$A \leq 300 \text{ m}^2$	96,000 円	11,000 円
			$300 \text{ m}^2 < A$	123,000 円	19,000 円

※ 住宅部分の共用部を評価に算入しない場合は、床面積から共用部の床面積を除き、額を算定。

- 手数料の適用は1棟ごとになります。(複数棟の合計の床面積に対する手数料ではありません。)
- 複合建築物にあっては、住宅部分の額と非住宅部分の額を合算した額となります。
- 認定申請に併せて建築基準関係規定への適合審査を申し出る場合(法第35条第2項関係)、確認申請相当手数料が加算されます。